

令和5年5月2日

保護者 各位

黒部市教育委員会

学校における新型コロナウイルス感染症の取扱いについて

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症（学校保健安全法上、第2種感染症）に位置づけられることから、各学校における対応については、下記のとおりとなりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 児童生徒の感染が確認された際の出席停止期間について

「発症後5日、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」（学校保健安全法基準に基づく）

2 治癒報告書の提出について（裏面）

学校へ治癒報告書の提出（医師の証明は不要）※学校ホームページからダウンロード可

3 濃厚接触者の取扱いについて

濃厚接触者として特定は行われなため、出席停止の対象にはなりません。

4 その他

- ・療養後再登校する際は、発症から10日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるとされていることから、マスクの着用を推奨します。
- ・家庭での児童生徒における体調管理について、普段と異なる症状（発熱や咽頭痛等）がある場合は、無理して登校することのないようお願いいたします。

学校においては基本的な感染対策を行いながら、学校教育を継続できるよう努めてまいります。

不明な点や不安なことがございましたら、遠慮なく学校にご相談ください。

担当：黒部市教育委員会学校教育課

電話 0765-54-2111(代表)